

姫路市医師会

ほうもん かんご

訪問看護ステーションだより

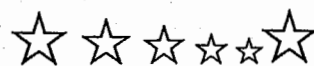
居宅介護支援事業所

姫路市医師会訪問看護ステーション 姫路市西今宿三丁目7番21号 TEL.079-295-3377

No.025 2007.10 発行

● 特集 ● ● ●

在宅における点滴等処置の利用について



療養病床の再編、急性期病院の在院日数の短縮化などにより病院より在宅への流れは確実に進んでいます。今後、在宅へソフトランディングさせる為のさまざまな工夫やシステムづくりが必要となってきます。

受け皿となる在宅医療で訪問看護ステーションの担う役割もますます重要となってきています。当ステーションでも平成16年より在宅訪問看護での点滴等処置を開始しました。

最近、在宅ターミナルや寝たきり患者で食事摂取不能となり、利用していただくケースが年々増えています。ただ、制度上「どのように利用してよいかわからない」という問い合わせも多く、今回改めて点滴についての特集を組んでみました。

介護保険、医療保険での利用のしかたについて、簡単な説明と、利用された先生方の感想を掲載してみましたので、御一読の上今後、ご利用いただければ幸いです。



訪問看護ステーション委員会担当理事 富田 雅之

事例①

86才男性 アルツハイマー型認知症 慢性気管支炎等で加療中。

8月初旬発熱あり受診。肺野右上葉に炎症像。抗生剤（経口）を開始し、解熱傾向は認めましたが経口摂取が不良となった。頻回の通院困難な状況であり、在宅での点滴加療を開始したところ4日目より経口摂取が増加し、点滴も中止した。

一般状態、胸部レ線より在宅加療としたが、経口摂取量低下に対し在宅点滴が有用であった。

中野診療所 中野 稔雄先生

事例②

80才男性 パーキンソン病で在宅加療中。平成17年に大腿骨頸部骨折を受傷後、ベット上寝たきり状態に。当初は経管栄養であったが、退院後数ヶ月で経口摂取が可能となった。しかし、食事量が安定しない為、週3回の訪問看護での点滴を併用。肺炎併発時には抗生剤を使用し、1日2回訪問点滴を行った。残念ながら最近、食事量減少し、再度経管栄養となったが、1年半の間は、経管栄養せずに生活する事ができた。

ツカザキ記念病院 泉 徹先生

●●●●●●●●●● 主治医の先生が在宅の患者さんに点滴が必要と判断 ●●●●●●●●●●

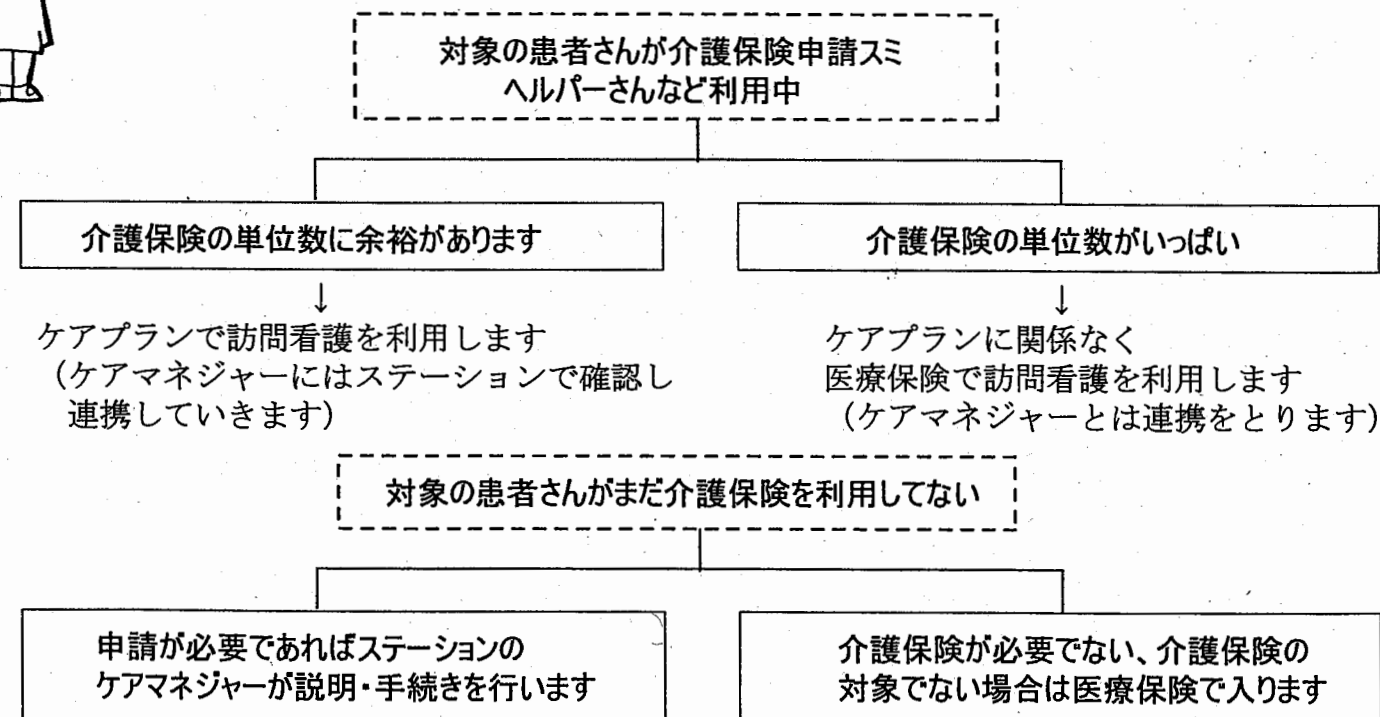
訪問看護ステーション迄連絡下さい (295-3377)

管理者(谷垣)が対応させていただきます。
(不在の時は電話にてスタッフ誰にでもお伝え下さい)

訪問看護主治医指示書
在宅患者訪問点滴注射指示書 をお願いします(書類はこちらからお届けします)

担当看護師が主治医の医院へ点滴を受け取り患者へ訪問し点滴を行います。

主治医の先生は薬剤料を算定していただきます。(回路等の費用は別に算定できません)



対象の患者さんが特定疾患の手帳を持っている場合はすべて医療保険で公費負担となります。

ケースによりどの方法が適切かご相談させていただきます